

公示日：2021年3月24日

調達管理番号：20a01279

国名：インドネシア

担当部署：地球環境部防災グループ防災第一チーム

調達件名：インドネシア国防災事前投資に向けた洪水対策マスタープラン策定能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（河川構造物情報）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：河川構造物情報
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年5月中旬から2021年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.4M/M、合計 1.9M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	42日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限日時：2021年4月14日（水）12時
- (4) 提出方法：電子データのみ
専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）
提出方法等詳細については JICA ホームページの以下をご覧ください。
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2021年4月27日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	河川構造物情報に係る各種業務
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

災害頻発国であるインドネシアでは、地震、洪水、津波および地滑り等の自然災害が毎年頻発しており、1980年から2018年までのEM-DAT(The international disasters database)による統計で、死者約19万人、被災者約2,445万人、経済被害額約294億USドルという甚大な被害が発生したとされている。またインドネシアは、その気候や地理的条件から洪水リスクも高く、インドネシア国家防災庁(以下、BNPB)の災害データベースによる災害種毎の発生件数では、洪水を含む水関連災害が最も多く、全体の半数を占めている。またEM-DATの統計によると死者数に関しては、洪水が最も多く、経済被害も地震、森林火災に次ぎ、洪水が第3位となっている。その水関連災害は年々増加し同国全土で生じており、国民の約3割以上が洪水リスクエリアに居住しており、気候変動の影響によりさらなるリスクの高まりが懸念されている。その経済損失額は年間約460億円にも上る現状があり、また洪水により基幹交通網が分断されることにより、人の動きや流通に影響を与え、さらなる経済活動の停滞の要因ともなっている。

5か年計画である「国家中期開発計画(RPJM)2020-2024」では、防災は7つの優先課題の一つとして「Building the Environment, Improvement of Disaster Resilience and Climate Change」を掲げており、この中で防災に関して「Enhancement of Disaster and Climate Resilience」が柱の一つとして位置付けられている。洪水対策も重要施策の一つとして掲げられ、洪水リスク削減に取り組んでいる。洪水対策の主務官庁は公共事業・国民住宅省(以下、PU)であり、河川改修などの構造物対策を中心として洪水予測などの非構造物対策も含む河川流域における洪水対策を実施している。また他省庁も含めたインドネシア政府全体として、流域における森林・農地等の管理や、資産買収、土地利用計画、建築基準、開発計画規制等により洪水リスク削減を図るとともに、住民啓発や早期警報、応急対応等にも努めている。

一方、これまでインドネシアにおける洪水対策マスタープラン策定は、日本を含む開発援助機関の支援に頼ってきたことから全流域に広く普及されるに至っていない。さらにPUが独自に策定した洪水対策マスタープランの多くは、整備箇所のリストアップに留まり、計画規模、計画流量、流量配分等の技術的な検討を経た計画策定がなされていない。また、これまでの日本の協力では、上述のとおり協力対象流域における洪水対策マスタープラン策定の支援と、そのマスタープランに基づく事業実施に対する資金協力による支援、流域関係機関との連携や河川整備実施機関の能力強化など、現場レベルの運用・維持管理を主眼においた技術協力プロジェクトを実施してきたが、上記のような洪水対策マスタープランの策定過程で必要な技術的検討に係る能力強化が必要とされている。

さらにインドネシアでは経済成長および洪水被害の増大、気候変動影響による洪水の激甚化等の洪水リスクの増大に伴い、一層の洪水対策の推進が求められている。現在、インドネシアのインフラ関連予算2.8兆円(2015-2019年平均)のうち約32%にあたる0.9兆円(2015-2019年平均)をPUの予算が占めている。そのうち約4割を治水担当部局である水資源総局が占めており年間約10%ずつ予算も増加している。一方で、水資源総局における治水予算は15%ほどに留まっており、同局が管轄する水資源分野、灌漑分野よりも比較的予算額は小さくなっている。また治水予算が国家予算(2015)に占める割合は0.4%に留まっており、同じ災害多発国である日本(1.7%)や途上国のフィリピン(2.6%)と比較しても、洪水災害リスク削減に向けた更なる治水投資(予算)が必要である。

上記のとおり洪水対策の一層の推進が求められている中、同推進に向けて治水投資の基礎となる新規及び既存の洪水対策マスタープランの策定・改善が急務となっており、適切な治水投資の推進のためにも技術的に裏付けされたマスタープランの策定に係るPUの能力向上が求められている。

上記背景の下、インドネシア政府から「防災事前投資に向けた洪水対策マスタープラン策定能力強化プロジェクト」が要請され、JICAは詳細計画策定調査を実施することとした。なお、我が国の「対インドネシア共和国 国別開発協力方針」(2017年9月)には、インドネシア援助の重点分野として「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」が掲げられており、安全で公正な社会を実現するため、防災対策等の行政機能の向上を支援するとしており、本事業は、その協力プログラム「防災能力・行政機能向上プログラム」に位置付けられる。また対イン

ドネシア JICA 国別分析ペーパー（2018 年 6 月）にも防災協力は重点分野の一つとして設定され、防災の事前投資の推進強化を図ることで、同国における持続的な経済発展に寄与することが掲げられており、本事業の方針と一致している。本調査では、インドネシア国政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、担当分野に係る調査事項を含めた報告書（案）を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお調査対象とする流域は公共事業・国民住宅省（PU）が管理する流域のうち、12 の大河川事務所（BBWS）が管轄する流域及びその他ニーズが高い（直近で洪水が起きた等）流域（2-3 流域）とするが、調査開始後改めてインドネシア政府とも協議の上で決定する。

（1）国内準備期間（2021 年 5 月中旬）

- ① 要請背景及び内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行い、特に以下についてレビューを行う。
 - ア) インドネシアの担当分野に係る政策・計画状況
 - イ) インドネシアの対象流域の担当分野に関する、他ドナーを含む既往、計画中の関連案件
 - ウ) インドネシアの担当分野に係る課題整理
- ③ 現地調査で相手国関係機関（公共事業・国民住宅省（PU）、国家防災庁（BNPB）、インドネシア気象気候地球物理庁（BMKG）等）、他ドナー（世界銀行、アジア開発銀行、オランダ等）等から収集すべき内容を検討する。※関係機関の詳細については、過去に JICA が実施した協力案件を参照のこと。
- ④ 相手国関係機関、他ドナー等に対する事前質問項目（案）（英文）を担当分野の観点から作成する。
- ⑤ JICA 職員が作成する、対処方針（案）、Minutes of Meeting (M/M) (案)、Record of Discussions (R/D) (案)、Project Design Matrix (PDM 案)、Plan of Operation (P/O) (案)、事業事前評価表（案）について、担当分野の観点からコメントする。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2021 年 5 月中旬から 2021 年 7 月上旬まで）

*公示時点でインドネシア渡航後に 14 日間の隔離が必要なため同期間は遠隔的に調査を進める。

- ① JICA インドネシア事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② 相手国関係機関との協議（R/D 協議を含む）及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る以下の資料・情報の収集・分析を行う。
 - 〈要請背景・各種計画〉
 - ア) 要請背景・要請内容
 - イ) インドネシアの担当分野における現状、本プロジェクトの位置づけの確認
 - ウ) 他ドナーによる担当分野の協力内容・実績及び現状
 - 〈実施機関・プロジェクト実施体制〉
 - エ) 担当分野に係るプロジェクトの実施体制（関係機関及び関係部局（中央省庁・地方事務所、中央・地方政府、研究機関、流域機関等）の役割、責任分担、業務・手続き

フロー、事業実施能力を含む)

- オ) 担当分野に係るプロジェクトの実施に必要な投入と経費(専門家、機材、研修、C/P (PU)の配置、ローカルコスト負担等)
- カ) 担当分野に係るプロジェクトで想定される機材調達に関する情報(現地調達の可否、調達にかかわる輸入・使用許可制度、調達期間、価格調査、種類、数量、据付業務の実施体制等)

〈河川構造物情報〉

- キ) 主要流域の河川構造物の現状と運用記録(構造物台帳の有無、現状確認)
- ク) 主要流域の水文・水理観測施設の配置・整備状況
- ケ) 既存の河川構造物の設計・施工マニュアル、維持管理・運用マニュアルの確認
- コ) 実施機関及び関係機関(民間コンサルタント含む)の河川構造物の建設に係る設計・施工監理・維持管理に係る能力

- ④ 担当分野の中で、協力内容等に関して協力項目の優先度を検討する。
- ⑤ 担当分野に係る本プロジェクトの枠組み、協力内容、実施手法、投入規模の検討を行う。
- ⑥ 担当分野に係る本プロジェクトで想定される現地再委託による作業の特定、TOR 検討及びローカルコンサルタントに関する情報収集(組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等)を行う。
- ⑦ 他団員と協力し、現地調査時の議事録(和文)を作成する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
- ⑨ JICA 職員が作成する M/M (案)、R/D (案)、PO (案) に担当分野の観点からコメントする。
- ⑩ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2021年7月上旬~7月下旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② 収集資料を分析・整理する。
 - ③ 評価分析団員による事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
 - ④ 評価分析団員によるリスク管理チェックシートの作成に係る必要情報の取り纏めに協力する。フォーマットは JICA から提供する。
 - ⑤ 担当分野に係るプロジェクトへの助言(期間、投入、機材、実施手法、規模、外部条件及び留意点等)を行う。
 - ⑥ 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)(和文)の作成を行う。
- ※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

2021年7月26日(月)までに電子データをもって提出することとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。
航空経路は、成田/羽田⇒ジャカルタ⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2021年5月23日～2021年7月3日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

また新型コロナウイルスに関連して、公示時点でインドネシア渡航後に14日間の隔離が必要なため同期間は遠隔的に調査を進める予定です。また帰国後について日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守していただきます。

本契約受注コンサルタントは、準備期間・現地業務期間・整理期間を通じ、他の団員と協力しながら、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行うことを想定しています。JICAの調査団員が現地入りしている際は、本プロジェクトの検討にかかる協議への参加を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現地渡航する団員を調整する場合があります。JICA団員はオンラインによる遠隔の協議参加の可能性もあります。

- (ア) 総括 (JICA)
 - (イ) 技術参与 (JICA)
 - (ウ) 協力企画 (JICA)
 - (エ) 河川計画 (コンサルタント)
 - (オ) 河川調査 (コンサルタント)
 - (カ) 降雨・流域特性 (コンサルタント)
 - (キ) 河川構造物情報 (コンサルタント)
 - (ク) 環境社会配慮 (コンサルタント)
 - (ケ) 評価分析 (コンサルタント)
- ※PU配属のJICA長期専門家が同行予定

③ 便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
必要に応じて事務所にて手配
- オ) 現地日程及び国内移動に係るアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第一チームから共有します。（連絡先：gegdm@jica.go.jp）

- ・ 要請書
- ・ 過去の治水案件一覧表

- ② 本事業に関する以下の資料がJICA図書館等のウェブサイトで公開されています。
- ・ 「インドネシアにおけるJICA事業の足跡に関する情報収集・確認調査」
<https://www.jica.go.jp/indonesia/office/others/footprint.html>
 - ・ 「インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041316.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- 提供依頼メール：
- タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- 本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上